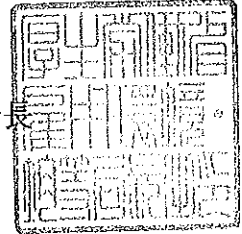


雇均発1019第2号

平成29年10月19日

一般社団法人 全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長



女性活躍推進法に基づく取組の促進について(要請)

日頃より厚生労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国は急速な人口減少局面を迎えており、将来の労働力不足が懸念されている中で、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するためには、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠であり、特に女性の活躍の推進が最重要課題となっております。

平成28年度より全面施行されている女性活躍推進法においては、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主（以下「中小企業」という。）について、自社の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について定めた一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び厚生労働大臣への届出並びに自社の女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が努力義務とされました。

しかしながら、本年9月30日現在の中小企業における行動計画の策定及び届出件数は3,425件であり、昨年度末の2,788件から伸び悩んでいる状況です。

これを受け、女性活躍推進の取組を一過性のものに終わらせることなく、着実に前進させるため、厚生労働省においては、国内企業の9割以上を占める中小企業の行動計画の策定等に向けた周知に取り組むこととしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、中小企業における女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、届出等がより一層進むよう、傘下の会員、企業等に対する周知啓発に向けた御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、行動計画の策定、届出等に当たっては、以下の支援を行っていますので、御活用いただけるよう併せて周知をお願い申し上げます。

○ 女性の活躍推進企業データベース【資料1 裏面】

- ・厚生労働省が運営するデータベースで、女性の活躍に関する情報を公表する場として御利用いただけます。
- ・業界内・地域内での自社の位置付けを知ることができ、自社の取組を学生や消費者、投資家などにアピールできるというメリットもあります。
- ・現在の登録数は、約8,100社です。

○ 中小企業のための女性活躍推進事業(厚生労働省委託事業)【資料2】

- ・全国の女性活躍推進アドバイザー(女性活躍推進分野における企業支援の専門家)が、行動計画の策定等について全面的にサポートします。
- ・ご要望に応じて、電話又は訪問により支援します。
- ・御利用は無料です。

○ 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)【資料3】

- ・自社の女性活躍に関する行動計画を策定し、行動計画に沿った取組を実施した場合に支給されます。
- ・中小企業においては「取組目標」を達成した場合、「数値目標」を達成した場合に、各々28.5万円が支給されます。
- ・中小企業のみを対象に、女性管理職比率が上昇した場合の加算もあります。